

国立公園等に係る主要な行政動向等に関する年表（その1）

時代区分	年	自然公園に係る主要な施策、管理体制に係る事項	関連する他の施策、法制度等	社会情勢、出来事等
自然保護のさきがけ - 国立公園の誕生 -	~	近代化政策への反省と、外貨獲得産業としての観光への期待から、国立公園制定の気運高まる		
	1929 (S4)	国立公園協会発足		・ニューヨーク株式市場大暴落 (世界恐慌の始まり)
	1931 (S6)	国立公園法施行 内務省衛生局保健課が担当		・満州事変 ・羽田空港開港
	1934 (S9)	瀬戸内海、雲仙、霧島の3国立公園が初めて指定される 内相後藤文夫が挨拶の中で、国立公園に「非常時」における国民の心身鍛錬の場としての目的を課す		
	1938 (S13)	厚生省発足、厚生省体力局施設課に移管 国立公園協会、「聖蹟地、史蹟地、社寺、伝説地および優秀なる風景地を連絡する徒歩旅行地」の設定を国立公園をかかえる各道県に求める		・国家総動員法公布
	1939		・森林法改正（50町歩以上の森林所有者に施業案編成義務等）	・国民徴用令公布
	1941 (S16)	国立公園協会、「国立公園を青少年の心身練成場とし、特に労務者の厚生的利用に享用せしめる方針」を決定 国立公園協会、新規の国立公園候補地を決定し決議書を提出（国立公園は「健民地」の位置付けに）		
	1943 (S18)	国立公園協会、国土健民会に改称		
	1944 (S19)	国立公園行政、一時停止		・第二次世界大戦が深刻化
戦後の経済成長と 国立公園	1946 (S21)	国立公園行政が復活（厚生省公衆衛生局保健課のち公衆保健局調査課） 国土健民会解散 国立公園研究会発足		・日本国憲法公布
	1948 (S23)	厚生省国立公園部に格上げ	・建設省発足	・国民の祝日に関する法律公布
	1949 (S24)	リッチー報告書伝達される 国立公園法改正（受益者負担、特別保護地区、国立公園に準ずる地域の制度化） 国立公園研究会（現国立公園協会）内に「尾瀬保存期成同盟」結成される		・観光地としての国立公園等への期待が高まる ・1ドル360円の単一為替レート設定
	1950 (S25)	自然に親しむ運動始まる	・国土総合開発法施行 ・森林法改正（森林計画制度・伐採許可制度の導入） ・国有林野法改正	・朝鮮戦争勃発
	1951 (S26)	日本自然保護協会発足		
	1952			・サンフランシスコ平和条約発効
	1953 (S28)	国立公園管理員（国家公務員）の現地配置 支笏湖、日光湯元、上高地集団施設地区厚生省に移管		
	1956 (S31)		・都市公園法公布	・経済白書「日本経済の成長と近代化」を発表 (「もはや戦後ではない」が流行)
	1957 (S32)	自然公園法制定（国定公園・県立自然公園を規定し自然公園体系を確立、指定植物の採取規制等を追加） 自然公園臨時指導員制度開始（のちに自然公園指導員と改称）	・国土開発縦貫自動車道建設法公布（後の国土開発幹線自動車道建設法） ・国有林生産力増強計画策定	・南極観測隊昭和基地設営
	1958 (S33)	国立公園管理員の定員化		
	1959 (S34)	「自然公園区域内における森林の施業について」（森林施業に係る林野庁との取り決め） 第1回国立公園大会開催（日光湯元）		
	1960 (S35)	（財）自然保護協会設立 国民休暇村構想まとまる 日光国立公園管理事務所設置	・治山治水緊急措置法制定	・自然公園内における鉱山開発・林業生産との調整が課題に
	1961 (S36)	自然公園審議会「国立公園の体系整備について」答申 （財）国民休暇村協会発足	・国有林木材増産計画策定	・観光の大衆化（総理府「国民旅行に関する世論調査」でレジャーの中で旅行が48%で最高）
	1962 (S37)	自然公園審議会「国定公園の選定について」答申 第一回世界国立公園・保護地域会合（シアトル）	・全国総合開発計画策定 ・森林法改正（全国森林計画、地域森林計画の新設等）	・東京都の定住人口が推計で1,000万人を突破 (世界初の1,000万都市となる)
	1963 (S38)	日光湯元に日本最初のビジターセンター建設 直轄地に対する美化対策費が認められる	・国民宿舎設置要領	
	1964 (S39)	厚生省国立公園局設置	・林業基本法制定	・東海道新幹線（東京－新大阪間）開通 ・東京オリンピック開催
	1965 (S40)	立山黒部アルペンルート認可		

国立公園等に係る主要な行政動向等に関する年表（その2）

時代区分	年	自然公園に係る主要な施策、管理体制に係る事項	関連する他の施策、法制度等	社会情勢、出来事等
戦後の経済成長と国立公園（続き）	1966 (S41)	特別保護地区内の土地に対する固定資産税の減免措置が認められる。 自然公園整備促進中央協議会設立	・森林資源基本計画策定	・総人口1億人を突破
	1967 (S42)	(財)海中公園センター設立 第1回日米国立公園会議開催	・公害対策基本法	
	1968 (S43)	自然環境保全審議会「自然公園制度の基本的方策について」答申 厚生省国立公園局が厚生省大臣官房国立公園部となる。	・森林法改正（森林施業計画制度の創設等） ・大気汚染防止法・騒音規正法公布	・小笠原諸島23年ぶりに日本復帰
	1969 (S44)	自然公園審議会「海中公園」の制度化を答申	・新全国総合開発計画を決定 ・農業振興地域整備法制定 ・公害白書発表 ・東海自然歩道正式名称決定	・東名高速道路全通（東京－西宮間） ・アポロ11号月面着陸に成功
	1970 (S45)	自然公園法改正（海中公園制度創設） 自然公園法改正（自然環境の保護に関する国等の責務、清潔の保持、指定湖沼への排水規制を規定）	・東海自然歩道整備 ・国民休養地制度発足	・国鉄「ディスカパー・ジャパン」の観光キャンペーンにより観光ブーム ・日本万国博覧会が大阪で開催
自然保護重視の時代へ	1971 (S46)	環境庁設立・自然保護局保護管理課の所管へ 大石環境庁長官、閣議で尾瀬の自動車道中止の了解求める	・国有林野の活用に関する法律制定	・公害問題の発生、開発による自然破壊が問題化
	1972 (S47)	特定民有地買い上げ（交付公債による土地買上げの促進）制度導入 尾瀬ごみ持ち帰り運動開始 自然公園における収容力に関する研究 第二回世界国立公園・保護地域会合（イエローストーン）	・公害白書を環境白書に改称 ・各種公共事業に係る環境アセスメントについて閣僚決定	・沖縄が日本に復帰し沖縄県発足 ・日中国交正常化
	1973 (S48)	自然公園法改正（普通地域規制強化、公園事業からゴルフ場を削除） 自然環境保全法公布 「大雪山縦貫道路」の計画中止。大雪山道路問題に関する林部会長談話	・通商産業省、初の余暇白書を発表 ・森林資源基本計画改定 ・自然環境保全基礎調査始まる。	・ワシントン条約調印 ・国民の休日法改正（日曜と祝日が重なる日は翌日が休日に）
	1974 (S49)	自然公園法施行規則改正（地方税法の改正により第1種特別地域が特別保護地区と共に固定資産税非課税対象となることにあわせ、特別地域の地種区分を規定） 国立公園計画の再検討の実施方針定まる 国立公園内（普通地域を除く）における各種行為に関する審査指針策定 国立・国定公園内における地熱開発の取り扱い方針を定める 「国立公園内における自動車利用適正化要綱」策定 国立公園内清掃活動国庫補助金制度発足 日光国立公園（尾瀬）へのマイカー規制を実施	・国土利用計画法制定 ・森林法改正（林地開発許可制度の創設等） ・自然保護憲章制定	・国民総生産（GNP）が初めて100兆円を超える
	1975 (S50)	国立公園等内の天然記念物に係る保護増殖事業が文化庁から移管される。 上高地マイカー規制	・原生自然環境保全地域指定（南硫黄島、屋久島） ・自然環境保全地域指定（早池峰、稲尾岳）	・沖縄国際海洋博覧会開幕
	1976 (S51)	「自然保護のための費用負担問題検討中間報告」提出	・環境庁、イヌワシやクマガラ生息地など19カ所を鳥獣保護区に指定 ・環境庁、本四架橋（大鳴門橋）設置協議に条件付き同意	・ロッキード疑惑で田中角栄前首相逮捕
	1977 (S52)	知床の一坪地主運動構想が斜里町から発表される。	・環境保全長期計画策定 ・イリオモテヤマネコ・カンムリワシ・ノグチゲラ・メグロが特別天然記念物に指定 ・第3次全国総合開発計画策定	・日本赤軍による日航機ハイジャック事件
	1978 (S53)	管理方針検討調査開始 南アルプススーパー林道同意	・国有林野事業改善特別措置法制定 ・国有林野事業に関する改善計画策定 ・環境庁、本四架橋（瀬戸大橋）設置協議に条件付き同意	・成田空港開港式
	1979 (S54)	(財)自然公園美化管理財団設立 国立公園現地管理体制整備（ブロック制導入・許認可の所長専決開始） 富士山クリーン作戦開始	・南アルプス・スーパー林道完工	・スリーマイル島で原子力発電所の放射線漏れ事故
	1980 (S55)	国立公園内法面緑化基準策定 国立公園管理計画作成開始 ふるさと自然公園国民休養地制度導入	・(財)本州四国連絡橋自然環境保全基金設立	
	1981 (S56)	自然公園クリーンデー開始	・山階鳥類研究所、沖縄山原地方で発見した新種の鳥に「ヤンバルクイナ」と命名 ・小動物と共生する都市環境の形成に関する提案「ビートルズプラン」発表	・神戸・ポートピアアイランド博覧会開幕
	1982 (S57)	第1回全国一斉自然歩道を歩こう大会開催 第3回世界国立公園・保護地域会合（パリ）		・東北新幹線開業（大宮－盛岡間） ・上越新幹線開業（大宮－新潟間）
	1983			・東京ディズニーランド開園
1984 (S59)	「国立・国定公園におけるヘリコプターの乗り入れについて」取扱い方針策定 自然観察の森整備計画決定	・森林法改正（森林整備計画制度の創設等） ・国有林野法改正（国有林野の分収育林制度の創設） ・環境影響評価の実施について閣議決定	・グリコ・森永脅迫事件	

国立公園等に係る主要な行政動向等に関する年表（その3）

時代区分	年	自然公園に係る主要な施策、管理体制に係る事項	関連する他の施策、法制度等	社会情勢、出来事等
21世紀型国立公園へ - 自然とのふれあいの 重視 -	1985 (S60)	パークボランティア制度導入（自然保護教育活動推進事業） 良好な自然環境地域における適正利用促進計画策定調査（リフレッシュプラン '85～'89）		・つくば科学万博開幕 ・日航ジャンボ機群馬県御巢鷹山尾根に墜落
	1986 (S61)	大台ヶ原地区トウヒ林・サロベツ湿原保全対策開始		・チェルノブイリ原発事故発生 ・三原山大噴火
	1987 (S62)	釧路湿原国立公園指定	・第4次全国総合開発計画策定 ・総合保養地域整備法制定 ・森林資源基本計画改定	・国鉄が分割民営化、JRが発足
	1988 (S63)	知床財団設立（斜里町） 「日光国立公園尾瀬地区保全対策推進協議会」設置	・多極分散型国土形成促進法制定	・リクルート疑惑発覚 ・青函トンネル開通
	1989 (H元)	自然環境保全審議会自然公園部会利用のあり方検討小委員会「自然公園の利用の あり方について」報告 「日光国立公園尾瀬地区保全対策推進協議会」において至仏登山道の休止、セン サーによる入山者数調査の実施を決定	・自然に親しむみどりの日の集い	・裕仁天皇死去、元号が平成に ・消費税スタート
	1990 (H2)	自然公園法改正（動植物の殺傷・損傷の制限、車馬乗り入れ規制の創設） 保護管理課を国立公園課に改組 自然ふれあい推進室設置		・国際花と緑の博覧会開幕 ・ドイツが国家統一を回復
	1991 (H3)	自然公園内リフレッシュトイレ作戦開始	・森林法改正（「国有林の地域別の森林計画」、特定森林施業計画 制度の創設） ・レッドデータブック（脊椎・無脊椎動物）の刊行	・湾岸戦争始まる ・雲仙普賢岳で大火災流発生 ・ソ連解体
	1992 (H4)	尾瀬サミット開催 第四回国立公園・保護地域会合（カラカス）	・白神山地を自然環境保全地域に指定 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の 保存法）制定 ・世界文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条 約）	・地球サミット開催 ・バブル崩壊
	1993 (H5)	エコロジーキャンプ場整備事業	・白神山地・屋久島を世界自然遺産として登録 ・環境基本法制定 ・生物多様性条約締結 ・行政手続法施行	・アウトドアブーム ・北海道南西沖地震
	1994 (H6)	自然公園等事業費の公共事業化 「国立・国定公園内における廃棄物処理施設の取扱い」に関する方針決定 国立公園管理事務所を国立公園・野生生物事務所に改称、種の保存法業務を追加	・種の保存法施行	・関西国際空港開港 ・EU発足
	1995 (H7)	自然公園等核心地域総合整備事業（緑のダイヤモンド計画）開始 エコミュージアム整備事業開始 自然環境保全審議会「自然とのふれあいのあり方」答申 尾瀬保護財団設立	・農山漁村滞在型余暇活動促進法制定 ・緑の基金による森林整備等の推進に関する法律制定 ・生物多様性国家戦略の策定	・阪神・淡路大震災 ・地下鉄サリン事件 ・地方分権推進法制定
	1996 (H8)	自然公園法施行令改正（植生復元等保護施設を補助対象施設に追加） 西表島エコツーリズム協会設立（日本初）		・住専処理に公的資金投入 ・0-157猛威
	1997 (H9)	ふれあい自然塾整備事業開始（田貫湖・掘河）	・環境影響評価法制定 ・河川法改正（目的に「河川環境の整備と保全」と追加）	・「奪われし未来」出版 ・消費税5%に引き上げ
	1998 (H10)		・「21世紀国土のグランドデザイン」策定 ・国有林野事業改革特別措置法制定 ・国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律制定	・長野オリンピック開催
	1999 (H11)	こどもパークレンジャー事業開始 補正予算により「山岳環境浄化・安全対策緊急事業費補助」制度創設 「尾瀬地区におけるシカ管理方策検討会」開催（'99～'00）	・中央省庁改革関連法、地方分権一括法制定 鳥獣保護法改正 ・地方分権一括法公布	・民間ウラン加工施設で日本初の臨界事故発生
2000 (H12)	地方分権法の施行に伴い、国立公園の許認可事務は直接執行化、経過措置として 都道府県が法定受託事務として実施することも可能に（30都県が実施） 行為許可の基準を自然公園法施行規則に規定 国立公園・野生生物事務所を自然保護事務所に、国立公園管理官を自然保護官に 改組、鳥獣保護業務を追加 国立公園地域連携強化対策事業開始	・公共事業抜本的見直し（中海干拓事業中止、吉野川第十堰改築 事業見直し等）	・有珠山、三宅島噴火	
2001 (H13)	環境省へ昇格 国立公園グリーンワーカー事業開始 自然公園利用拠点新活性化事業開始 利用集中特定山岳地域登山道整備事業開始	・森林・林業基本法制定（予定）	・宮崎シーガイア（リゾート法第1号）経営破 綻	